

# **国 土 利 用 計 画**

## **(坂祝町計画)**

平成 22 年

坂祝町



# ～ 目次 ～

前文 ..... 1

## 第1 町土の利用に関する基本構想

1. 町土利用の基本方針	2
・町土利用の基本理念	2
・町土利用をめぐる条件の変化	2
・計画期間における課題	3
・持続可能な町土管理の基本方向	3
2. 地域類型別の町土利用の基本方向	5
(1) 市街地	5
(2) 農村地域	5
(3) 自然維持地域	6
3. 利用区分別の町土利用の基本方向	6
(1) 農用地	6
(2) 森林	6
(3) 原野	6
(4) 水面・河川・水路	7
(5) 道路	7
(6) 宅地	7
(7) その他	8

## 第2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び その地域別の概要

1. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模目標	9
2. 地域別の概要	11

### **第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要**

1. 町土利用の量的調整に関する措置	14
・土地利用の転換の適正化	14
・土地の有効利用の促進	15
2. 町土利用の質的向上に関する措置	17
・安心して暮せる町土の構築	17
・人と自然が共生する持続可能な町土の形成	17
・美しいゆとりある町土の構築	18
3. 総合的マネジメントに関する措置	19
・公共の福祉の優先	19
・国土利用計画法等の適正な運用	19
・地域整備施策の推進	19
・町民との多様な連携による町土管理	20
・町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	20
・指標の活用	20
<b>説明資料</b>	<b>21</b>

【本文】



## 前文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡のある土地利用を確保することを目的として、坂祝町（以下、「本町」という。）の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な基本的事項を定めるものであり、全国の区域及び岐阜県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（全国計画および岐阜県計画）を基本として、地方自治法第2条の規定に基づく坂祝町総合計画の基本構想に即して策定したものです。

本計画の計画期間は平成29年までとします。なお、この計画策定後、岐阜県計画等上位計画の改定及び経済社会情勢の変化により現実と大きな隔たりが生じたとき、また変更を生じたときは適宣計画と実績との検討を行い、必要に応じて計画の改定を行うものとします。

# 第1 町土の利用に関する基本構想

## 1. 町土利用の基本方針

### 《町土利用の基本理念》

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産をおこなう諸活動の共通の基盤です。したがって、その利用にあたっては、長期的な視点に立ち、将来への発展方向を見極めながら、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として総合的かつ計画的に行わなければなりません。また、最近の諸情勢に対応して、高齢化・少子化社会、成熟社会への対応、良質な居住環境の整備、高度な産業基盤の整備、交流基盤の確立等に配慮し、さらに、広域的な土地利用、交通体系等との整合性を図りつつその利用を図る必要があります。

本町は、日本ラインで名高い木曽川に面し、飛騨木曽川国定公園に指定された自然景観に恵まれた町であると同時に、周囲を各務原市、関市、美濃加茂市、可児市及び愛知県犬山市に囲まれ、県都岐阜市と大都市名古屋市にも近い住宅都市です。一方で、国道バイパスの整備や住工の混在化の解消、中心市街地の活性化、公共下水道整備など将来へ向けた課題もみられる中、土地利用上の需要の拡大に対し量的な調整を図りながら、基本構想に示される「健康で笑顔があふれ自らつくるふれあいのまち坂祝」の建設を進め、豊かな自然を生かしながら快適な生活環境の整備と都市的利便性の向上を図っていくことが課題となります。

### 《町土利用をめぐる条件の変化》

- (1) 土地需要の変化 本町の総人口は、減少に転じ、高齢化率は上昇しています。このような人口減少と高齢化の進展の中で、町全体としては市街化の圧力は弱まり、農地、森林から宅地等への土地利用転換が鈍化することが見通され、増加する低未利用地等により土地利用効率の低下が懸念されます。

本町の交通ネットワークは、既存の岐阜県南部の東濃、中濃、西濃の各地域を結ぶ国道21号や、計画又は整備中の主要な幹線（国道21号バイパス、国道248号バイパス）があり、こうした道路整備の進行に伴い、交通の流れや土地利用が大きく変化することが予想されます。そのため、円滑な交通処理を行うための道路網の再検討や、幹線道路にアクセスする生活用道路網の整備を進め、無秩序な開発を抑制し、計画的な土地利用を推進することが必要です。

(2) 町土利用に対する質的ニーズの変化

本町は、幾多の水害の経験、災害に見舞われています。こうした経験を生かし、住民の生命、財産を守り、安全で安心なまちづくりを積極的に進める必要があります。市街地内では、避難路や緊急輸送道路の確保、公共・公益施設の耐震性、防災性の向上が必要です。また、木曽川をはじめとする河川については、治水機能の維持、改善に努め、さらに老朽化した道路、水道等のライフラインに対しても整備・改良を含め、十分な安全性の確保を図る必要があります。こうしたことから、自然災害に強い安全な町土づくりの必要性が一層高まるものと考えられます。

また、自然環境保全に対する意識が高まってきており、自家用車から公共交通機関への転換や廃棄物の処理対策など環境負荷の少ないまちづくりを進めることができます。また、豊かな自然環境を活かしたうるおい空間の創出や、利便性の高く快適な生活環境の整備が必要です。製造業をはじめとする工場が多く立地していますが、中には住宅地の中にあるなど用途の混在が見られ、騒音や交通安全などの対策が必要です。

このような、自然災害に対する安全性や自然環境に対する保全などの質的な向上を図ることが重要です。

《計画期間における課題》

今後の町土利用の課題は、町土利用をめぐる諸状況を踏まえ、土地の効率的利用、土地需要の調整の観点から町土の有効利用を図り土地需要の量的調整を行うこと、地域の活力を生み出し安全性への要請や環境への関心の高まりにこたえる町土利用の質的向上を図ること、さらに土地利用の影響の広域化や多様な参加主体の関わりの増大等を踏まえ町土利用について総合的にマネジメントを進めることにより良い状態で町土を次世代に引き継ぐ「持続可能な町土管理」を行うことです。

《持続可能な町土管理の基本方向》

(1) 土地需要の量的調整

都市的土地利用については、既存市街地の高度利用、低未利用地の有効利用を促進することにより、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成を図ります。

森林、原野、農用地、宅地等各利用区分相互間の土地利用の転換については、再び元に戻すことが容易でないこと、土地利用転換が周辺環境に影響を与えること等を考慮し、慎重な配慮のもとで計画的に行います。

(2) 町土利用の質的向上

自然災害に対する安全性の確保や自然環境に対する町民の意識の高まりなど、町土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、  
① 安心して暮らせる町土利用  
② 人と自然が共生する持続可能な町土利用  
③ 美しいゆとりある町土利用  
といった観点を基本とすることが重要です。

① 安心して暮らせる町土利用

町民の生命・財産の安全確保を最優先し、災害に強い町土の活用を進めるため、オープンスペースの確保に努めます。また、本町の自然特性をふまえて、農用地や森林の整備と管理を図るとともに、災害が想定される地域の安全性の向上を目指します。

② 人と自然が共生する持続可能な町土利用

地球環境への関心が高まりつつあるなかで、本町の豊かな自然環境を後世に残すため、多様な生物が生息できる環境の創造・保全はもちろんのこと、自然の健全な物質循環を維持するための農地・森林・河川等の活用・保全や、都市的利用における自然環境への配慮を行い、自然と共生する町土の利用を進めます。

③ 美しいゆとりある町土利用

町民の余暇志向や自然とのふれあい志向などに適切に対応するため、土地利用の高度化等によるゆとりある居住環境の形成と緑の資源の確保、地域の自然的・社会的・歴史的条件を踏まえた個性ある景観の保全・形成を進めます。

(3) 総合的マネジメント

土地利用の影響の広域化や多様な参加主体の関わりの増加等について、地域において総合的な視点で町土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用、町土利用の質的向上等の視点を踏まえ、地域の実情に即して町土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組む必要があります。

## 2. 地域類型別の町土利用の基本方向

### (1) 市街地

市街地については、用途地域指定に沿った秩序ある土地利用を進めるとともに、人口減少・少子高齢化に対し、地域の活力を創出するため、集約型都市構造（コンパクトシティ）を視野に入れ、安全性、環境への負荷、美しさに配慮した拠点性の高い居住空間を形成していくことが重要です。

このため、道路等の都市基盤や情報・文化・交流施設、保健・福祉等の都市機能の充実を図りつつ、地域内定住の促進に配慮し土地利用の高度化を図るとともに低未利用地の有効利用を促進します。なお、新たな土地需要がある場合には既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は計画的な調整を図ります。

都市的諸施設の整備にあたっては、オープンスペースの確保に努めるほか、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。あわせて、美しく良好な町並み景観の形成や緑地及び水辺空間の確保、さらには商業施設の立地を誘導することにより、都市的な魅力にあふれた居住環境の整備を目指します。

### (2) 農村地域

農村地域については、地域の特性を踏まえた良好な生活環境の整備とともに、多様なニーズに対応した農業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等による就業機会の確保に努めます。

優良農用地を保全・確保するとともに、その利用の高度化を図ります。あわせて自然環境と調和した快適で美しい農村景観の維持・形成を図ります。

特に、農業への規模拡大がしやすい地域にあっては、地域の担い手への農用地の集積を図り、生産性向上に努めます。

本町においてはそのほとんどが農地と宅地が混在しており、こうした地域においては地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動を地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

- (3) 自然維持地域 町内に残る豊かな自然や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地などについては、かけがえのない町民の財産として、適正に保全します。また、適正な管理のもとで、町民の自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利用を図るとともに、緑地及び水辺空間のネットワークを確保し、広域的なレクリエーション空間の形成を図ります。

### 3. 利用区分別の町土利用の基本方向

- (1) 農用地 農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、食料の長期的な需給動向を考慮し、農業生産力の維持強化に必要な優良農用地の確保を図るとともに、遊休農地や耕作放棄地の有効活用を推進します。また、農用地は豊かな田園風景を形成し緑地空間として環境形成を行っていることから、適正な管理により町土の保全が行われるよう努めるとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産活動の推進を図ります。
- (2) 森林 本町の森林はそのすべてが民有林であり、しかも国定公園区域内の森林や保安林も多く、天然林がその中心です。したがって積極的な緑地としての保全を図るとともに、森林の持つ町土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林管理の確立に向け、必要な森林の確保と整備を図ります。また、森林の持つレクリエーション機能を活用し、町民生活に健康とうるおいを与える場として、さらに貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全等に配慮しながら、公園等への森林の適正な利用を図ります。なお、保安林については、適切な維持・管理を図ります。
- (3) 原野 原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の視点から保全をします。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

- (4) 水面・河川・水路
- 水面・河川・水路については、水害の防止を図り、河川等の安全性を確保するため、水路の整備、治水事業等を進めます。また、より安定した水供給のための水資源の確保と水質の保全を図るほか、老朽化した農業用排水路の整備や公共下水道及び農業集落排水施設整備による生活雑排水対策を推進します。
- 水面・河川・水路の整備にあたっては、自然環境の保全や景観の保全に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境整備など多様な機能の維持・向上を図ります。
- (5) 道路
- 道路については、町民生活の利便性の向上や地域間の交流・連携や生産性の向上を促進するため用地の確保を図り、その整備を進めます。一般道路の整備にあたっては、安全で、交通弱者にやさしい道路づくりや、防災機能の向上、公共・公益施設の収容等道路の多面的機能の発揮に配慮するとともに、周辺環境の保全に対して十分な配慮に努めます。
- 農道及び林道については、農業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、自然環境や景観の保全に十分配慮しつつ整備、保全に努めます。
- (6) 宅地
- ①住宅地
- 住宅地については、人口及び世帯数の推移や高齢化の進行、都市化の進展の動向、町民の多様化したライフスタイル等に対応しつつ、地域特性に配慮した望ましい居住環境を目標として、既存集落を中心には安定的かつ計画的な供給・確保を図ります。
- また既成市街地においては、既成住宅地の高度利用や未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境確保を図ります。さらに、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図ります。
- ②工業用地
- 工業用地については、本町の活性化と町民の安定した就労の場の確保を図るため、農用地や住宅地との調和を図りながら高度化・多様化を進めるとともに、施設を集約することで生産効率の確保を図ります。なお、工業用地の整備にあたっては、周辺地域や自然環境との調和に配慮するとともに、敷地内の緑化の促進など、快適な就業環境の確保に努めます。また、今後工場移転、業種転換等に伴って生じる工場跡地については、良好な都市環境整備のため、有効利用を図ります。

③その他の  
宅地 事業所・店舗等その他の宅地については、町内における商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮しつつ、広域幹線道路の整備に伴う土地利用のポテンシャルの向上を活かし、商業拠点の形成を図ります。

また、国道248号バイパス沿いの大型商業施設、流通業務施設などについては、周辺の土地利用との調整を図るとともに、地域景観との調和等良好な環境の形成に配慮した土地利用を図ります。

(7) その他 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共施設については、町民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮を図ります。また、今後の施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するほか、高齢者・障がい者等の利用に配慮した、バリアフリー・ユニバーサルデザインとします。

レクリエーション用地については、町民の余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備を進めます。その際、森林、河川等の余暇空間としての利用や、施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮します。

低未利用地のうち工場跡地等については、住工の混在化を避け、良好な土地利用を図るとともに、再開発用地やオープンスペース、公共的施設用地、居住地、事業所用地等としての活用を図るなど、それぞれの立地条件に応じて積極的に有効利用の促進を図ります。

## 第2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### 1. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### (1) 目標年次

計画の目標年次は、平成 29 年とし基準年次は平成 19 年とします。

#### (2) 人口と世帯数

町土の利用に関して、基礎的な前提となる人口と世帯数については、平成 24 年には 8,200 人、3,100 世帯、平成 29 年においてそれぞれおよそ 8,000 人、3,000 世帯と想定します。

#### (3) 利用区分

町土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。

#### (4) 利用区分ごとの規模の目標

町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提に利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用実態との調整を行い、定めるものとします。

町土の利用の基本構想に基づく平成 29 年の利用区分ごとの規模の目標は、第 1 表のとおりです。

#### (5) 目標数値

目標数値は、今後の社会経済情勢などを鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものです。

第1表 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位 : ha)

区分	基準年次 (平成19年)	目標年次 (平成29年)	構成比※2	
			(平成19年)	(平成29年)
農用地	314	307	24.4%	23.8%
農地	314	307	24.4%	23.8%
採草放牧地	—	—	—	—
森林	464	462	36.0%	35.8%
原野	9	7	0.7%	0.5%
水面・河川・水路	133	133	10.3%	10.3%
道路	79	88	6.1%	6.8%
宅地	189	196	14.7%	15.2%
住宅地	106	110	8.2%	8.5%
工業用地	28	28	2.2%	2.2%
その他の宅地	55	58	4.3%	4.5%
その他※1	101	96	7.8%	7.4%
合計	1,289	1,289	100.0%	100.0%

※1：「その他」の土地利用とは、公共用地、公園、学校施設等。

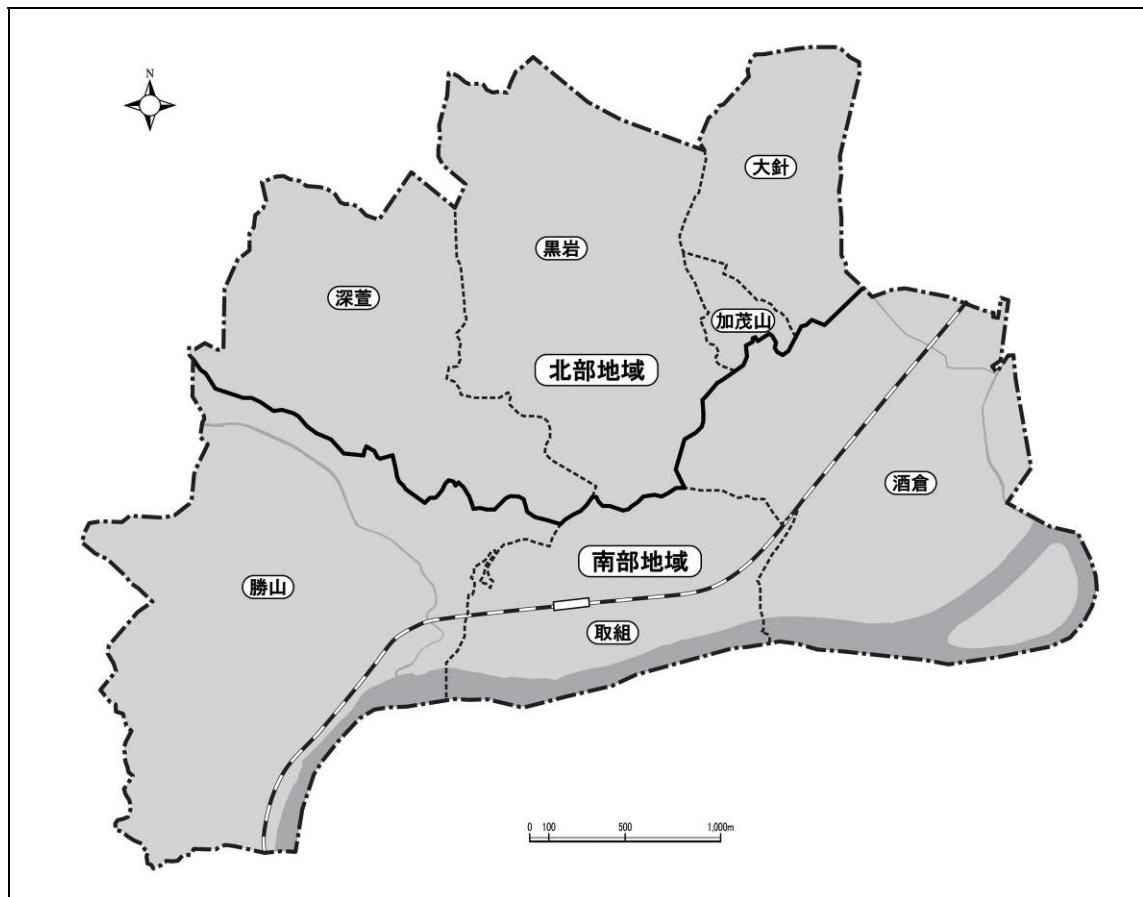
※2：構成比は、町全体に対する各土地利用区分の占める割合を示す。また、四捨五入の関係で、各項目の合計が、その項目の数値と必ずしも一致しない。

## 2. 地域別の概要

### (1) 地域区分

本町の地域の区分は、地域固有の自然的、社会的、経済的諸条件を勘案し、北部地域及び南部地域の2地域に区分します。

北部地域は、深薙、黒岩、大針、加茂山の4地域で構成し、南部地域は、勝山、取組、酒倉の3地域で構成します。



## (2) 地域ごとの土地利用の目標

### ①北部地域

開発圧力の高まりが予想される都市計画道路沿道は、特定用途制限地域の指定による無秩序な開発のコントロールを行い、本町に不足する商業施設を中心とした適切な施設立地を誘導し、地域住民の利便性の向上を図ります。

都市計画道路沿道や県道の沿道など既存の工業系土地利用がされている地区は、周辺の住環境との調和に配慮し、無秩序な拡大を抑制します。

集落地区は、現在の農地と一体となった良好な居住環境を活かすとともに、地域住民の意向に応じた計画的な土地利用を図り、また、生活基盤の適切な維持管理を行い、住環境の維持・改善に努めます。

農地は、田園風景の形成などの景観要素や、遊水機能などの防災面でも重要であることから、農用地における無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努めます。遊休農地や耕作放棄地が見られることから、これらの農地の活用方策について検討します。

### ②南部地域

住宅地は、JR 坂祝駅から町役場までを中心拠点として、行政サービス施設の集積や生活利便施設の立地を促進し、住機能の向上を図ります。

国道 21 号バイパス IC 周辺は、開発圧力が高まることが予想されることから、特定用途制限地域の指定に加え、地区計画などにより、無秩序な開発をコントロールし、県道の沿道など用途地域外で既存の工業系土地利用がされている地区は、周辺環境との調和に配慮し、無秩序な拡大を抑制します。

集落地区は、現在の農地と一体となった良好な居住環境を活かすとともに、地域住民の意向に応じた計画的な土地利用を図り、農地は、田園風景の形成などの景観要素や、遊水機能などの防災面でも重要であることから、農用地における無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努めます。遊休農地や耕作放棄地では、活用方策について検討します。

第2表の1 地域別の概要

(単位 : ha)

区分	北部 地 域			
	基準年次 (平成19年)	目標年次 (平成29年)	構成比※2	
			(平成19年)	(平成29年)
農用地	200	195	37.1%	36.2%
農地	200	195	37.1%	36.2%
採草放牧地	—	—	—	—
森林	154	152	28.6%	28.2%
原野	2	1	0.4%	0.2%
水面・河川・水路	18	18	3.3%	3.3%
道路	41	47	7.6%	7.6%
宅地	72	77	13.4%	14.3%
住宅地	47	49	8.7%	9.1%
工業用地	7	7	1.3%	1.3%
その他の宅地	18	21	3.3%	3.9%
その他※1	52	49	9.6%	9.1%
合計	539	539	100.0%	100.0%

第2表の2 地域別の概要

(単位 : ha)

区分	南 部 地 域			
	基準年次 (平成19年)	目標年次 (平成29年)	構成比※2	
			(平成19年)	(平成29年)
農用地	114	112	15.2%	14.9%
農地	114	112	15.2%	14.9%
採草放牧地	—	—	—	—
森林	310	310	41.3%	41.3%
原野	7	6	0.9%	0.8%
水面・河川・水路	115	115	15.3%	15.3%
道路	38	41	5.1%	5.5%
宅地	117	119	15.6%	15.9%
住宅地	59	61	7.9%	8.1%
工業用地	21	21	2.8%	2.8%
その他の宅地	37	37	4.9%	4.9%
その他※1	49	47	6.5%	6.3%
合計	750	750	100.0%	100.0%

※1 : 「その他」の土地利用とは、公共用地、公園、学校施設等。

※2 : 構成比は、町全体に対する各土地利用区分の占める割合を示す。また、四

捨五入の関係で、各項目の合計が、その項目の数値と必ずしも一致しない。

## 第3 第2に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要是、次のとおりです。これらの措置については、「安心して暮らせる町土利用」「人と自然が共生する持続可能な町土利用」、「美しいゆとりある町土利用」等の観点を総合的に勘案した上で実施を図る必要があります。

### 1. 町土利用の量的調整に関する措置

#### 《土地利用の転換の適正化》

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び周辺への影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。また、転換途上であってもこれらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、未利用地が増加していることを鑑み、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とします。

(1) 農用地 農用地の利用転換については、食糧生産の確保、農業経営の安定等に留意するとともに、国土保全機能や地域景観等地域の景観形成上の役割を認識し、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を通じて無秩序な転換を抑制し、優良農地の確保と多面的利用が進むよう、非農業的な土地利用との調整を図ります。

各事業計画の推進により、転用が必要となる農地については、周辺地域との調整を十分に行いつつ、適正規模の転用を促します。

(2) 森林 森林の利用転換については、災害の発生や環境の悪化など森林の持つ公益機能の低下防止に配慮しながら、町全体の開発方向にあわせて周辺の土地利用との調整を図り、総合的、計画的に行うものとします。なお、保安林については、公益機能の維持・発揮を図るため、他への用途転換は極力行わないこととします。

(3) 大規模な土地利用転換 大規模な土地利用転換については、その影響が広範囲であるため、環境影響評価を実施する等、周辺地域も含めて環境への影響等について事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、各種計画との整合を図ります。

### 《土地の有効利用の促進》

#### (1) 農用地

農用地については、個人及び団体による農作業の経営体の育成・強化を進め、農地の流動化と意欲ある経営体への農地の集積を促進し、農業施設の充実を図るなど、農業が合理的に経営できるよう高度利用を図ります。また、農業の多様化を進めるとともに、農村生活環境の整備や環境保全型農業の推進にも努めます。

宅地や商業施設等の開発にあたっては、農地との調整を十分にとりながら必要な農用地の確保に努めます。また、農業振興地域に指定された区域内の優良農用地については将来にわたって農業生産の基盤として確保し、無秩序な転用を抑制します。

#### (2) 森林

森林については、森林資源の計画的な維持・管理を図るとともに、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的な多目的の機能を、総合的かつ高度に発揮しうるよう必要な森林の確保及び整備を図ります。また、自然とのふれあいの場に適した郷部山や城山等について、自然環境の保全とともに保健休養など森林機能の利用を進め、公園等の整備など、町民のレクリエーションの場として整備します。

#### (3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境として機能の発揮のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や人とのふれあいの場となる親水空間の形成を図ります。

水面については、老朽化したため池が多いため、適正な管理を促し安全性の確保に努めます。公共下水道整備を進め、併せて農業集落排水事業や排水路等の総合的な整備を図り、水辺環境の保全を図ります。

## (4) 道路

道路については、国道 21 号バイパス及び 248 号バイパスの整備や県道改良を促進するとともに、町内及び周辺地域への利便性の向上を図るため幹線道路をはじめとした道路網の計画的な整備を推進します。また、集落内の生活道路及び歩行者が安全で安心して利用できる交通環境を確保するとともに、良好な街並み景観の形成を図るなど道路空間の有効利用を図ります。

農林道についても、生産性の向上や農用地、森林の適正な維持・管理に応じて計画的、かつ効率的な整備を図ります。

## (5) 宅地

## ①住宅地

住宅地については、都市計画区域内において用途地域にあわせた秩序ある利用を図り、住工の混在化を解消するなど居住環境の整備を推進するとともに、既存住宅ストックの有効活用やバリアフリー・ユニバーサルデザインの導入による中心市街地における街なか居住の促進や住宅の長寿命化、持続的な利用を計画的に図ります。

また、区画整理事業等の導入を検討して良好な市街地形成を図ります。

## ②工業用地

工業用地については、国道バイパス整備等を活用して、他地域との連携、交通インフラ整備の活用、産業の構造変化や工場の立地動向を踏まえ、地域社会との調和及び周辺環境への影響に配慮しつつ、質の高い工業用地の整備を計画的に進めるとともに、工場跡地等の有効利用を促進します。

③その他の  
宅地  
(商業・業務地等)

事業所・店舗等その他の宅地については、整備が予定される国道 21 号及び 248 号の各バイパス整備にあわせた商業施設の立地を誘導するほか、酒倉地区においても立地を誘導します。また、開発にあたっては周辺の土地利用との調整を図るなど環境に配慮します。坂祝駅周辺については、再開発等の手法を検討し、町の中心として居住・商業拠点として整備を図ります。

## (6) その他

厚生福祉施設の整備にあたっては日本ラインふれあいセンターを核として、施設の集中的整備を進め、保健・福祉の一体的なサービスを提供できる体制整備に努めます。これら公共施設整備については、アクセス道路の整備を行うなど計画的な整備を進めます。

JR 高山本線については、複線電化の促進等、鉄道事業者に要望しています。また、坂祝駅前広場の整備について検討するとともに、整備済みの駐車場、駐輪場の適切な維持管理や駅舎のバリアフリー化について検討します。

## 2. 町土利用の質的向上に関する措置

### 《安心して暮らせる町土の構築》

#### 〈町土の保全〉

森林については、町土の保全と安全性の確保を果たす機能の向上を図るため、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進めます。

河川については、引き続き治水機能の維持、改善に努めます。

#### 〈町民生活の安全確保〉

町民の生命、財産等の安全を確保するために、災害に配慮した土地利用への誘導、急傾斜地崩壊危険区域等の危険地域の改修・整備及び町民への情報の周知を図ります。

集落内における災害時の避難所や防災拠点としての機能を有する公園等のオープンスペースの確保や、その他の公共施設を含めた防災拠点の確保に努めることなどで都市防災性の向上を図ります。また、道路改良を進め、避難路や緊急輸送道路の確保を図るとともに、公共・公益施設の耐震性、防災性の向上を図り、耐震改修促進計画に基づく建物の耐震性向上を進めます。

地域防災計画の見直しを図り、救急、救援体制、復旧・復興対策等、災害に対応できる体制の整備を図り、緊急時に対応できる施設や用地の確保を図ります。

#### 〈各種機能の多重化、耐震性の確保〉

道路網や情報通信網について、災害時に迂回路の確保を図るため、交通・通信ネットワークの代替性の確保や、老朽化した道路、水道等ライフラインや公共施設の耐震性に対して整備・改良を含め、十分な安全性の確保を図ります。

### 《人と自然が共生する持続可能な町土の形成》

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 良好な生<br>活環境づ<br>くり | 良好な生活環境をつくりあげるため、農地、住居、商店、工場等の混在化の解消に努めます。また、公園や公共下水道及び農業集落排水事業の拡充等の整備を図ります。事業所や道路等の整備にあたっては、自然環境に与える影響等を事前に調査する等、総合的な調整を行います。また、敷地内の緑化等を促進するなど、適正な土地利用と環境保全に努めます。 |
|------------------------|--|

循環型社会づくりについては、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めつつ、発生した廃棄物の適正な処理を行うために環境保全に十分配慮し、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努めます。

(2) 自然環境  
の保全

自然環境については、その保護・保全に十分配慮するとともに、水辺空間の保全・創出、水生生物への配慮した水環境への負荷の低減や、森林整備における野生生物や自然度の高い植生等への配慮を行います。

また、地球温暖化対策等地球環境に対する負荷の低減については、都市における緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の利用促進や円滑な交通体系の構築等による環境負荷の小さな都市等の形成に向けて適切な土地利用を図ります。

(3) 歴史的風  
土・文化  
的環境の  
保全

歴史的建築物や遺跡、文化財等の保護等を図るため、文化財保護法等により開発行為等の規制を行います。また、地域特性を踏まえた計画的な取り組みを通じて、豊かな田園景観等についても、緑地・水辺景観の形成、文化的・学術的価値とともに、地域の実情を考慮し町民生活にうるおいを与え、郷土意識を醸成するものとしてその維持、保全に努めます。

### 《美しいゆとりある町土の構築》

農畜産業については、持続可能な農山村をつくるため、市場のニーズに対応した産業の生産や輸出の促進等販売の拡大を図ります。

経済が循環する拠点性の高い地域をつくるために、都市の更なる郊外化の抑制、公共施設をはじめとする都市機能の集約の誘導、誰もが自由に移動できるコミュニティバスなどの運行の維持を図ります。また、道路については、広域的な交流拡大や地域間の連携を促進し、必要性が高い道路について優先的に整備を進めています。

### 3. 総合的マネジメントに関する措置

#### 《公共の福祉の優先》

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

#### 《国土利用計画法等の適正な運用》

国土利用計画法及び都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などの適切な運用により、また、本計画及び全国計画、岐阜県計画、さらには町基本構想やその他町の土地利用に関する諸計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図ります。

#### 《地域整備施策の推進》

本町は、日本ラインに代表される豊かな自然に恵まれ、県都岐阜市や中京圏、名古屋市に近く、交通条件も良好な町です。基本構想ではこうした条件をふまえ、「健康で笑顔があふれ自らつくるふれあいのまち坂祝」の整備を目指しています。

基盤整備では、国道21号及び248号の各バイパス、県道の改良促進等の基幹道路網の整備や、着実な情報通信システムの整備を進めます。

豊かな生活環境づくりのために森林や水辺環境の整備、自然環境の保全や生活道路、公園の整備、公共下水道の整備、農業集落排水事業の機能強化を図るなど、計画的かつ秩序ある土地利用を促進します。また、地域特性にあわせた文化施設、保健・福祉施設、集会施設等の公共施設の適正な配置を図ります。また、町民生活にゆとりとうるおいを与える生活環境を守り、生態系を保護するため森林、水面等の環境保全に努めます。産業面では、農業地域における生産及び農村生活環境・基盤整備、経営体の確保・育成、優良農地の流動化、施設農業等の高度利用等を進め、農業の生産性の向上を図ります。企業や事業所、店舗、流通業者等の立地を促進することにより、活力ある町づくりを積極的に進める必要があります。一方で、住工の混在化の解消に努めるなど快適な環境づくりを目指して秩序ある町土の利用を促進します。

これらを実現するためには、地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、町土の均衡ある発展を図るために、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、総合的環境の整備を図ります。その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的かつ計量的な環境の整備、保全を図ります。

### 《**町民との多様な連携による町土管理**》

土地所有者に加え、多様な主体が町土の管理に参加することにより、町土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な町土の利用に資する効果が期待できます。このため、町による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品などの購入、緑化活動に対する寄与など所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民等多様な主体が様々な方法により町土の適切な管理に参画していく取り組みを推進します。

### 《**町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発**》

町土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査等土地に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。

町土利用の適正化について、町民による町土への理解を促し計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

### 《**指標の活用**》

適切な町土の利用に資するため、本計画の推進等に当たっては、人口推移、産業の動向、土地利用の状況など各種指標の活用を図ります。

また、本計画の進捗に応じて各種措置の見直し等検討を行うなど、持続可能な町土管理に資するため、計画の推進等にあたって各種指標の活用を図ります。

# 【說明資料】



## 国土利用計画(坂祝町計画)説明資料 ~目次~

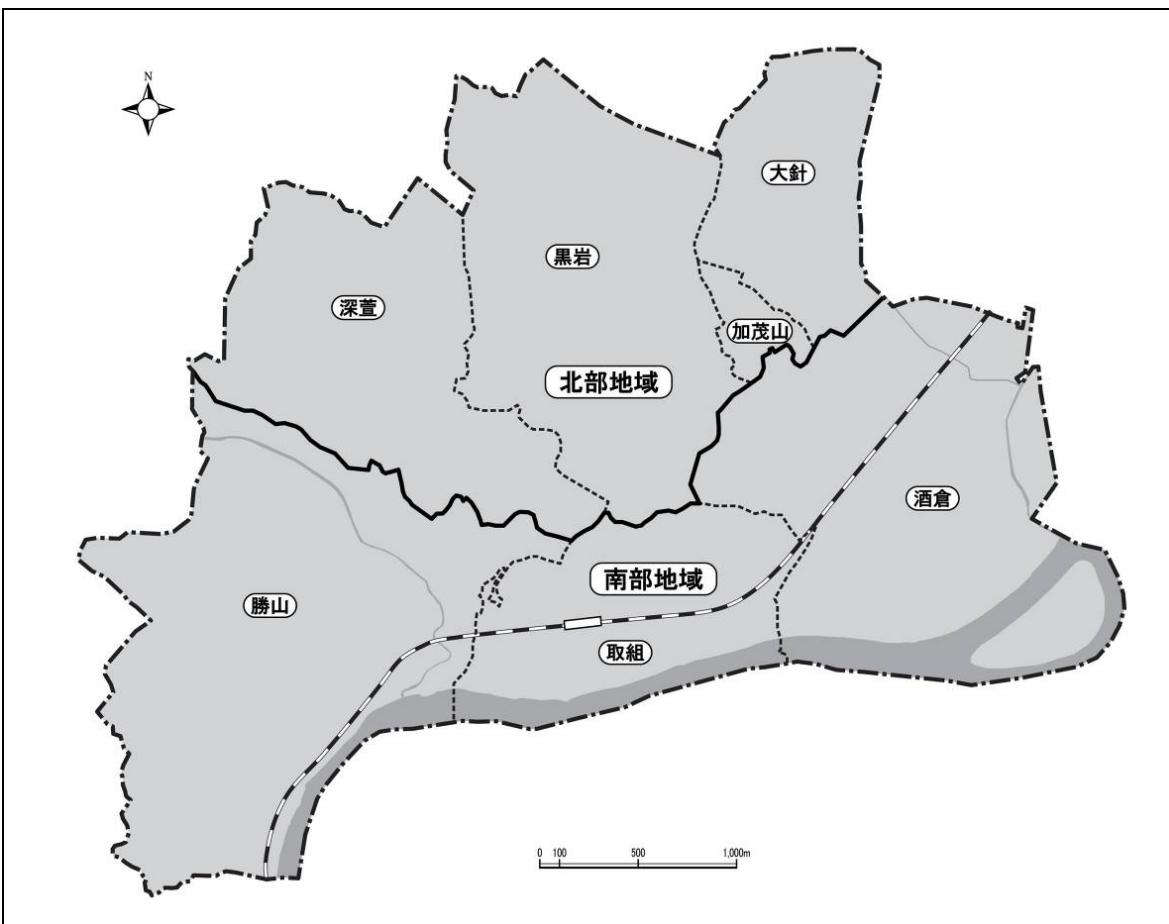
1. 計画策定の経緯	21
2. 計画における地域区分	21
3. 計画における主要指標	22
(1) 人口関係	22
(2) 産業	22
(3) 鉄道利用状況	23
(4) 所有形態別森林面積	23
(5) 国土	24
4. 町土の利用区分の定義	25
5. 人口の推移	28
6. 土地利用の推移	29
7. 利用区分ごとの土地利用の推移	30
8. 利用区分ごとの町土利用の規模の目標	31
9. 人口等を基礎とした用地原単位の推移	32
(1) 農用地面積指標の推移と目標	32
(2) 森林面積指標の推移と目標	32
(3) 水面・河川・水路面積の推移と目標	33
(4) 水面・河川・水路の面積の推移	33
(5) 道路面積と関係指標の推移と目標	34
(6) 道路面積の推移	34
(7) 住宅地面積と関係指標の推移と目標	35
(8) 工業用地面積と関係指標の推移と目標	35
(9) その他宅地面積の推移と目標	36
(10) 宅地面積の推移	36
(11) 全域面積と関係指標の推移と目標	37
(12) 利用区分別土地利用マトリックス（平成19年度～平成29年度）	37



## 1. 計画策定の経緯

年 月 日	経 過 等
平成 21 年 5 月 18 日	初回打ち合わせ
平成 21 年 8 月 28 日	説明資料、参考資料について打ち合わせ
平成 21 年 10 月 28 日	現地調査
平成 21 年 12 月 9 日	計画書素案について打ち合わせ
平成 21 年 12 月 25 日	府内調整（第 1 回国土利用【坂祝町計画】策定委員会）
平成 22 年 2 月 9 日	府内調整（第 2 回国土利用【坂祝町計画】策定委員会）
平成 22 年 2 月	岐阜県事前相談
平成 22 年 2 月 26 日	府内調整（第 3 回国土利用【坂祝町計画】策定委員会）
平成 22 年 6 月	議会決議

## 2. 計画における地域区分



### 3. 計画における主要指標

#### (1) 人口関係

##### ① 人口動態

(単位：人)

区分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
自然動態	出生	65	86	61	75	66	66	68	68	73
	死亡	70	64	67	68	65	61	74	75	74
	自然増	-5	22	-6	7	1	5	-6	-7	2
社会動態	転入	769	792	778	745	835	945	775	783	791
	転出	641	719	782	785	822	924	867	777	831
	社会増	128	73	-4	-40	13	21	-92	6	-40
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
増減	123	95	-10	-33	14	26	-98	-1	-38	2

(資料：岐阜県統計書 各年10月1日)

##### ② 産業別就業者数

(単位：人)

区分	平成7年		平成12年		平成17年	
総数	4,749	100.0%	4,840	100.0%	4,688	100.0%
第1次産業	211	4.4%	183	3.8%	166	3.5%
第2次産業	2,608	54.9%	2,552	52.7%	1,872	39.9%
第3次産業	1,929	40.6%	2,099	43.4%	2,635	56.2%
分類不能	1	0.0%	6	0.1%	15	0.3%

(資料：国勢調査)

#### (2) 産業

##### ① 農業

区分	平成7年		平成12年		平成17年		
農家戸数	総農家数（戸）	297	100.0%	189	100.0%	135	100.0%
	専業農家	29	9.8%	23	12.2%	15	11.1%
	第1種兼業農家	10	3.4%	12	6.3%	13	9.6%
	第2種兼業農家	258	86.9%	154	81.5%	107	79.3%
農業就業人口（人）	445		318		227		
農業産出額（百万円）	896		675		726		
農家一戸当たり生産農業所得（千円）	985		862		731		

(資料：農林業センサス、岐阜農林水産統計年報)

## ② 工業

区分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
事業所数	51	46	46	47	44	38	35	35	32	36
従業者数(人)	2,273	2,146	2,158	2,117	1,947	1,952	2,071	1,738	2,470	2,804
製造品出荷額等(百万円)	66,497	54,610	75,846	65,677	69,462	54,183	46,420	46,897	49,971	72,108

(資料：工業統計調査)

## ③ 商業

区分	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
商店数	卸売業	9	13	9	8
	小売業	40	36	37	46
	計	49	49	46	54
従業者数(人)	卸売業	129	78	162	76
	小売業	238	197	286	209
	計	367	275	448	281
販売額(百万円)	卸売業	4,075	4,634	4,989	5,248
	小売業	2,454	2,038	2,664	2,702
	計	6,529	6,672	7,653	7,950

(資料：商業統計)

## (3) 鉄道利用状況

JR高山本線＜坂祝駅＞

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
乗車数(人)	201,111	192,263	198,649	192,935	199,440	214,253	202,379	179,821	174,019	174,859	175,239
1日平均(人)	551	527	544	529	546	587	554	493	477	479	480

(資料：岐阜県統計書)

※1日平均は乗車数を365日で割った値

## (4) 所有形態別森林面積

(単位：ha)

区分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総面積	473	473	473	473	473	473	471	471	466	467
国有林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
民有林	民有林	473	473	473	473	473	471	471	466	467
	町有林	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	財産区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	私有林	472	472	472	472	472	469	469	464	465

(資料：岐阜県統計書)

## 国土利用計画（坂祝町計画）

### (5) 国土

#### ① 地価公示価格

(単位：円/㎡)

所在地	利用	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
坂祝町取組字宮西681番5	住宅	68,200	64,400	60,800	55,900	52,500	47,500	42,900	39,900	37,800	36,900
坂祝町酒倉字上寿後1375番4	住宅	47,700	46,400	44,500	41,400	38,800	36,500	33,300	31,200	29,700	29,100
坂祝町黒岩字村前383番1外	診療所兼住宅	—	—	—	—	—	42,300	38,500	35,400	33,300	32,000
坂祝町酒倉深田1丁目617番外	店舗	97,500	91,200	84,500	74,200	66,500	—	—	—	—	—

(資料：国土交通省地価公示 各年1月1日時点)

#### ② 基準価格

(単位：円/㎡)

所在地	利用	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
坂祝町加茂山1丁目11番5	住宅	62,800	58,000	51,500	45,700	41,600	38,300	35,300	33,500	31,800	31,400
坂祝町酒倉字倉屋敷445番2	住宅	43,500	41,400	38,100	35,400	32,900	30,500	28,100	26,600	—	—
坂祝町黒岩字村前339番1	住宅	48,000	45,700	42,100	39,000	36,300	33,100	30,000	28,200	26,900	26,400
坂祝町取組字道下18番2外	店舗兼住宅	—	—	—	—	53,000	47,100	42,500	39,600	37,900	37,500
坂祝町黒岩字北ノ前837番2	店舗	66,000	61,000	55,500	50,000	—	—	—	—	—	—
岐阜県坂祝町酒倉字北高見2008番4外	工場	48,500	46,100	42,500	39,400	36,200	33,200	30,600	—	—	—
坂祝町深萱字大金屑1187番15外	工場	—	—	—	—	20,500	19,400	18,200	17,900	17,800	17,800
坂祝町黒岩字林前1516番9外	工場	41,000	39,800	38,000	36,000	—	—	—	—	—	—

(資料：岐阜県地価調査 各年7月1日時点)

#### 4. 町土の利用区分の定義

利用区分	定 義	把握方法	備 考
1. 農用地	<p>農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。</p> <p>1) 農地 耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</p> <p>2) 採草放牧地 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。</p>	<p>「作物統計」の「田」及び「畑（普通畑、樹園地、牧草地）」の合計面積。</p> <p>「世界農林業センサス林業調査報告書」の「採草放牧に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地（野草地）」である。</p>	
2. 森林	<p>国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <p>1) 国有林 ア. 林野庁所管国有林 国有林野法2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ. 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ. その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p> <p>2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定めるもの。</p>	<p>「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「除地（うち、林道及び貸地内の採草放牧地の面積を除く。）」の合計面積である。</p> <p>「世界農林業センサス林業調査報告書」による。</p> <p>地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積の合計である。</p>	
3. 原野	「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積である。	<p>原野面積は以下の算式により推計する。  <math display="block">\text{原野面積} = A - B - C + D</math> A : 森林以外の草生地（世界農林業センサス）  B : 林野庁所管の森林以外の草生地（同上）  C : 採草放牧地 1 2) で既に求めたもの  D : 林野庁所管放牧採草地（営林署へ照会）</p>	
4. 水面・河川・水路	<p>水面、河川及び水路の合計である。</p> <p>1) 水面 湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びに溜池の満水時の水面</p>	<p>以下に掲げるア、イ、ウの面積の合計である。</p> <p>ア. 天然湖沼（面積10ha未満のものは除く） 面積100ha以上のものは、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）による。 面積100ha未満のものは、環境省「自然環境保全基礎調査」の結果を基に図測等によって補完して把握する。</p> <p>イ. 人造湖 日本ダム協会「ダム総覧」による。</p>	

## 国土利用計画（坂祝町計画）

利用区分	定義	把握方法	備考
	<p>2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域</p> <p>3) 水路 農業用排水路</p>	<p>ウ. 溝池 農林水産省「ため池台帳（集計編）」の堤高15m未満の溝池について、堤高区分別有効貯水量を平均堤高で除し、一定係数を乗じて面積を推計する。</p> <p>一級河川及び主要な二級河川については、国土交通省「河川現況調査」を基に把握する。その他の二級河川、準用河川については、流路延長に必要な区間ごとに把握した平均幅員（堤防敷を含む）を乗じて算出した面積を河川管理者に照会する。 なお、水面と重複する部分を除く。</p> <p>水路面積は以下の算式による。  <math display="block">\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率})</math></p>	
5. 道路	<p>一般道路、農道、林道の合計である。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自動車道路及び法面等からなる。</p> <p>1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路</p> <p>2) 農道 農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。</p> <p>3) 林道 国有林林道及び民有林林道</p>	<p>高速自動車については中日本高速道路㈱に照会する。 上記以外の一般道路は「道路統計年報」による。</p> <p>農道面積は以下の算式による。  <math display="block">\text{農道面積} = \text{圃場内農道面積} + \text{圃場外農道面積}</math>  <math display="block">\text{圃場内農道面積} = \text{水田地域における圃場内農道面積 (A)} + \text{畠地域における圃場内農道面積 (B)}</math></p> <p>ただし、  <math display="block">A = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率})</math>  <math display="block">B = (\text{整備済畠面積} \times \text{整備済畠の農道率}) + (\text{未整備畠面積} \times \text{未整備畠の農道率})</math></p> <p>圃場外農道面積 = 「市町村農道台帳」農道延長 × 一定幅員</p> <p>林道のうち林道延長に一定幅員を乗じて算出する。</p>	私道、道路運送法第2条第8項の自動車道及び港湾道路は含まれない。
6. 宅地	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。</p> <p>1) 住宅地 「固定資産の価格等の概要調査」の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調査」の宅地のうち評価総地積（村落地区については地積調査進歩状況及び地積調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの）と非課税地積を加えたもの。</p> <p>以下に掲げるア及びイの面積の合計である。</p> <p>ア. 「固定資産の価格等の概要調査」の評価総地積のうちの住宅用地の面積。 村落地区については地積調査進歩状況、地積調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用いて補正した面積を加える。</p>	

利用区分	定義	把握方法	備考
	<p>2) 工業用地      「工業統計表（用地・用水編）」にい      う「工事所敷地面積」を従業者 10 人      以上の事業所敷地面積に補正したも      の。</p> <p>3) その他の宅地      1)、2) の区分のいずれにも該当し      ない宅地。</p>	<p>イ. 都道府県営住宅用地、市町村営住宅      用地及び公務員住宅用地の面積</p> <p>以下に掲げたア及びイの面積の合計である。</p> <p>ア. 従業員 30 人以上の事業所について      は「工業統計表（用地・用水編）」に      よる敷地面積。</p> <p>イ. 従業員 4 人以上 29 人以下の事業所      については、産業中分類別に次の算式      により算出した面積の合計。      (従業員 30 人以上事業所の敷地面積)      ×(従業員 4 人以上 29 人以下の製造品      出荷額等) ÷(従業員 30 人以上の事業      所の製造品出荷額等)</p> <p>宅地から 1) 住宅及び 2) 工業用地を除く。</p>	
7. その他	国土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。	<p>「その他」の地目の内容を参考までに掲げると次のようなものがある。      (参考)      鉄軌道用地、ゴルフ用地、在日米軍基      地、自衛隊用地、空港、港湾、公園、      遊園施設、普通河川、海浜部、私道、      港湾道路、道路運送法上の道路、雑種      地（例、道路工事中の道路等）</p>	
8. 市町村面積	国土交通省国土地理院の「全国都道府県市町区町別面積調」による面積である。	国土交通省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」による。	

## 5. 人口の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口	8,722	8,740	8,853	8,552
0～14歳	1,720	1,447	1,272	1,134
15～64歳	6,152	6,228	6,332	6,060
65歳以上	850	1,065	1,249	1,358
労働力人口	4,564	4,885	5,007	4,930
世帯数	2,890	2,986	3,134	3,052
1世帯当たり人員	3.02	2.93	2.82	2.80
人口密度（人/ha）	6.77	6.78	6.87	6.63

(資料：国勢調査)

## 6. 土地利用の推移

(単位 : ha)

区分	坂祝町				岐阜県							
	平成9年		平成19年		増減面積	H19/H9	平成9年		平成19年		増減面積	H19/H9
	行政区域	割合	行政区域	割合			行政区域	割合	行政区域	割合		
農用地	256	19.9%	314	24.4%	58	1.23	65578	6.2%	62,723	5.9%	-2,855	0.96
農地	256	19.9%	314	24.4%	58	1.23	63850	6.0%	61,051	5.8%	-2,799	0.96
田	136	10.6%	141	10.9%	5	1.04	48,801	4.6%	46,076	4.3%	-2,725	0.94
畠	120	9.3%	173	13.4%	53	1.44	15,049	1.4%	14,975	1.4%	-74	1.00
採草放牧地	0	0.0%	0	0.0%	0	-	1,728	0.2%	1,672	0.2%	-56	0.97
森林	485	37.6%	464	36.0%	-21	0.96	864,181	81.5%	860,869	81.2%	-3,312	1.00
原野	10	0.8%	9	0.7%	-1	0.90	2,464	0.2%	2,687	0.3%	223	1.09
水面・河川・水路	86	6.7%	133	10.3%	47	1.55	28301	2.7%	28,372	2.7%	71	1.00
水面	3	0.2%	20	1.6%	17	6.67	4,734	0.4%	4,842	0.5%	108	1.02
河川	68	5.3%	106	8.2%	38	1.56	18,960	1.8%	19,029	1.8%	69	1.00
水路	15	1.2%	7	0.5%	-8	0.47	4,607	0.4%	4,501	0.4%	-106	0.98
道路	68	5.3%	79	6.1%	11	1.16	24732	2.3%	26,996	2.5%	2,264	1.09
一般道路	66	5.1%	76	5.9%	10	1.15	18,133	1.7%	20,276	1.9%	2,143	1.12
農道	0	0.0%	1	0.1%	1	-	1,537	0.1%	1,201	0.1%	-336	0.78
林道	2	0.2%	2	0.2%	0	1.00	5,062	0.5%	5,519	0.5%	457	1.09
宅地	181	14.0%	189	14.7%	8	1.04	37179	3.5%	38,057	3.6%	878	1.02
住宅地	105	8.1%	106	8.2%	1	1.01	21,839	2.1%	22,250	2.1%	411	1.02
工業用地	32	2.5%	28	2.2%	-4	0.88	4,078	0.4%	4,007	0.4%	-71	0.98
その他の宅地	44	3.4%	55	4.3%	11	1.25	11,262	1.1%	11,800	1.1%	538	1.05
その他	203	15.7%	101	7.8%	-102	0.50	37,383	3.5%	42,412	4.0%	5,029	1.13
合計	1,289	100.0%	1,289	100.0%	0	1.00	1,059,818	100.0%	1,062,116	100.2%	2,298	1.00

(単位 : ha)

区分	坂祝町				中濃地域							
	平成9年		平成19年		増減面積	H19/H9	平成9年		平成19年		増減面積	H19/H9
	行政区域	割合	行政区域	割合			行政区域	割合	行政区域	割合		
農用地	256	19.9%	314	24.4%	58	1.23	13263	5.4%	12,226	5.0%	-1,037	0.92
農地	256	19.9%	314	24.4%	58	1.23	13122	5.3%	12,214	5.0%	-908	0.93
田	136	10.6%	141	10.9%	5	1.04	9,242	3.8%	8,478	3.5%	-764	0.92
畠	120	9.3%	173	13.4%	53	1.44	3,880	1.6%	3,736	1.5%	-144	0.96
採草放牧地	0	0.0%	0	0.0%	0	-	141	0.1%	12	0.0%	-129	0.09
森林	485	37.6%	464	36.0%	-21	0.96	201,913	82.3%	200,253	81.6%	-1,660	0.99
原野	10	0.8%	9	0.7%	-1	0.90	586	0.2%	206	0.1%	-380	0.35
水面・河川・水路	86	6.7%	133	10.3%	47	1.55	5088	2.1%	5,135	2.1%	47	1.01
水面	3	0.2%	20	1.6%	17	6.67	538	0.2%	560	0.2%	22	1.04
河川	68	5.3%	106	8.2%	38	1.56	3,721	1.5%	3,763	1.5%	42	1.01
水路	15	1.2%	7	0.5%	-8	0.47	829	0.3%	812	0.3%	-17	0.98
道路	68	5.3%	79	6.1%	11	1.16	5842	2.4%	6,485	2.6%	643	1.11
一般道路	66	5.1%	76	5.9%	10	1.15	4,244	1.7%	4,738	1.9%	494	1.12
農道	0	0.0%	1	0.1%	1	-	329	0.1%	317	0.1%	-12	0.96
林道	2	0.2%	2	0.2%	0	1.00	1,269	0.5%	1,430	0.6%	161	1.13
宅地	181	14.0%	189	14.7%	8	1.04	8034	3.3%	8,541	3.5%	507	1.06
住宅地	105	8.1%	106	8.2%	1	1.01	4,598	1.9%	4,888	2.0%	290	1.06
工業用地	32	2.5%	28	2.2%	-4	0.88	1,027	0.4%	1,087	0.4%	60	1.06
その他の宅地	44	3.4%	55	4.3%	11	1.25	2,409	1.0%	2,566	1.0%	157	1.07
その他	203	15.7%	101	7.8%	-102	0.50	10,668	4.3%	12,641	5.1%	1,973	1.18
合計	1,289	100.0%	1,289	100.0%	0	1.00	245,394	100.0%	245,487	100.0%	93	1.00

(資料 : 岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

## 7. 利用区分ごとの土地利用の推移

(単位 : ha)

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成24年	平成29年
農用地	256	339	323	324	322	321	319	318	317	314	314	311	307
農地	256	339	323	324	322	321	319	318	317	314	314	311	307
田	136	150	143	144	143	143	143	143	143	141	141	141	140
畠	120	189	180	180	179	178	176	175	174	173	173	170	167
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	485	475	470	470	470	470	471	471	471	469	464	463	462
原野	10	10	9	10	10	10	9	9	9	9	9	8	7
水面・河川・水路	86	130	130	130	130	130	133	133	133	133	133	133	133
水面	3	17	17	17	17	17	20	20	20	20	20	20	20
河川	68	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106
水路	15	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
道路	68	64	72	71	73	73	73	73	73	78	79	84	88
一般道路	66	62	69	68	70	70	70	70	70	75	76	81	85
農道	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
林道	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
宅地	181	180	190	190	189	190	187	188	189	190	189	192	196
住宅地	105	97	102	102	101	102	104	105	106	107	106	108	110
工業用地	32	30	31	31	31	31	32	32	32	32	28	28	28
その他の宅地	44	53	57	57	57	57	51	51	51	51	55	56	58
その他	203	91	95	94	95	95	97	97	97	96	101	98	96
合 計	1,289	1,289	1,289	1,289	1,289	1,289	1,289	1,289	1,289	1,289	1,289	1,289	1,289

(資料 : 岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

※平成 24 年、29 年は目標値

## 8. 利用区分ごとの町土利用の規模の目標

(単位 : ha)

区分	基準年	参考年	目標年	24年/19年	29年/19年
	(平成19年)	(平成24年)	(平成29年)		
農用地	314	311	307	0.99	0.98
農地	314	311	307	0.99	0.98
田	141	141	140	1.00	0.99
畠	173	170	167	0.98	0.97
採草放牧地	0	0	0	—	—
森林	464	463	462	1.00	1.00
原野	9	8	7	0.89	0.78
水面・河川・水路	133	133	133	1.00	1.00
水面	20	20	20	1.00	1.00
河川	106	106	106	1.00	1.00
水路	7	7	7	1.00	1.00
道路	79	84	88	1.06	1.11
一般道路	76	81	85	1.07	1.12
農道	1	1	1	1.00	1.00
林道	2	2	2	1.00	1.00
宅地	189	192	196	1.02	1.04
住宅地	106	108	110	1.02	1.04
工業用地	28	28	28	1.00	1.00
その他の宅地	55	56	58	1.02	1.05
その他	101	98	96	0.97	0.95
合計	1,289	1,289	1,289	1.00	1.00

(資料 : 岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

※平成24年、29年は目標値

## 9. 人口等を基礎とした用地原単位の推移

### (1) 農用地面積指標の推移と目標

区分	農用地面積 (ha)	人口 (人)	農業就業人口 (人)	人口1人あたり の農用地面積 (a/人)	農業就業人口1人 あたりの農用地面積 (a/人)
平成9年	256	8,705	—	2.94	—
平成10年	339	8,618	—	3.93	—
平成11年	323	8,741	—	3.70	—
平成12年	324	8,850	445	3.66	72.81
平成13年	322	8,843	—	3.64	—
平成14年	321	8,810	—	3.64	—
平成15年	319	8,824	—	3.62	—
平成16年	318	8,850	—	3.59	—
平成17年	317	8,551	227	3.71	139.65
平成18年	314	8,551	—	3.67	—
平成19年	314	8,513	—	3.69	—
平成24年	311	8,200	—	3.79	—
平成29年	307	8,000	—	3.84	—

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

(人口：岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査、農業就業人口：農林業センサス」)

※平成24年、29年は目標値

### (2) 森林面積指標の推移と目標

区分	森林面積 (ha)	人口 (人)	人口1人あたり の森林面積 (a/人)	町面積 (ha)	町面積に占める 森林面積の割合
平成9年	485	8,705	5.57	1,289	37.6%
平成10年	475	8,618	5.51	1,289	36.9%
平成11年	470	8,741	5.38	1,289	36.5%
平成12年	470	8,850	5.31	1,289	36.5%
平成13年	470	8,843	5.31	1,289	36.5%
平成14年	470	8,810	5.33	1,289	36.5%
平成15年	471	8,824	5.34	1,289	36.5%
平成16年	471	8,850	5.32	1,289	36.5%
平成17年	471	8,551	5.51	1,289	36.5%
平成18年	469	8,551	5.48	1,289	36.4%
平成19年	464	8,513	5.45	1,289	36.0%
平成24年	463	8,200	5.65	1,289	35.9%
平成29年	462	8,000	5.78	1,289	35.8%

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

(人口：岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査」)

※平成24年、29年は目標値

## (3) 水面・河川・水路面積の推移と目標

区分	水面・河川・ 水路面積 (ha)	人口 (人)	人口1人あたりの 水面・河川・水路面積 (a/人)	町面積 (ha)	町面積に占める 水面・河川・水 路面積の割合
平成9年	86	8,705	0.99	1,289	6.7%
平成10年	130	8,618	1.51	1,289	10.1%
平成11年	130	8,741	1.49	1,289	10.1%
平成12年	130	8,850	1.47	1,289	10.1%
平成13年	130	8,843	1.47	1,289	10.1%
平成14年	130	8,810	1.48	1,289	10.1%
平成15年	133	8,824	1.51	1,289	10.3%
平成16年	133	8,850	1.50	1,289	10.3%
平成17年	133	8,551	1.56	1,289	10.3%
平成18年	133	8,551	1.56	1,289	10.3%
平成19年	133	8,513	1.56	1,289	10.3%
平成24年	133	8,200	1.62	1,289	10.3%
平成29年	133	8,000	1.66	1,289	10.3%

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

(人口：岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査」)

※平成24年、29年は目標値

## (4) 水面・河川・水路の面積の推移

区分	合計 (ha)	水面 (ha)	河川 (ha)	水路 (ha)	合計値推移 (指数)
平成9年	86	3	68	15	100.0
平成10年	130	17	106	7	151.2
平成11年	130	17	106	7	151.2
平成12年	130	17	106	7	151.2
平成13年	130	17	106	7	151.2
平成14年	130	17	106	7	151.2
平成15年	133	20	106	7	154.7
平成16年	133	20	106	7	154.7
平成17年	133	20	106	7	154.7
平成18年	133	20	106	7	154.7
平成19年	133	20	106	7	154.7
平成24年	133	20	106	7	154.7
平成29年	133	20	106	7	154.7

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

※平成24年、29年は目標値

## (5) 道路面積と関係指標の推移と目標

区分	道路面積 (ha)	人口 (人)	人口1人あたり の道路面積 (a/人)	町面積 (ha)	町面積に占める 道路面積の割合
平成9年	68	8,705	0.78	1,289	5.3%
平成10年	64	8,618	0.74	1,289	5.0%
平成11年	72	8,741	0.82	1,289	5.6%
平成12年	71	8,850	0.80	1,289	5.5%
平成13年	73	8,843	0.83	1,289	5.7%
平成14年	73	8,810	0.83	1,289	5.7%
平成15年	73	8,824	0.83	1,289	5.7%
平成16年	73	8,850	0.82	1,289	5.7%
平成17年	73	8,551	0.85	1,289	5.7%
平成18年	78	8,551	0.91	1,289	6.1%
平成19年	79	8,513	0.93	1,289	6.1%
平成24年	84	8,200	1.02	1,289	6.5%
平成29年	88	8,000	1.10	1,289	6.8%

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

(人口：岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査」)

※平成24年、29年は目標値

## (6) 道路面積の推移

区分	合計 (ha)	一般道路 (ha)	農道 (ha)	林道 (ha)	合計値推移 (指数)
平成9年	68	66	0	2	100.0
平成10年	64	62	1	1	94.1
平成11年	72	69	1	2	105.9
平成12年	71	68	1	2	104.4
平成13年	73	70	1	2	107.4
平成14年	73	70	1	2	107.4
平成15年	73	70	1	2	107.4
平成16年	73	70	1	2	107.4
平成17年	73	70	1	2	107.4
平成18年	78	75	1	2	114.7
平成19年	79	76	1	2	116.2
平成24年	84	81	1	2	123.5
平成29年	88	85	1	2	129.4

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

※平成24年、29年は目標値

## (7) 住宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	住宅地面積 (ha)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり の住宅地面積 (m <sup>2</sup> /世帯)
平成9年	105	2,918	359.84
平成10年	97	2,890	335.64
平成11年	102	2,985	341.71
平成12年	102	3,121	326.82
平成13年	101	3,136	322.07
平成14年	102	3,134	325.46
平成15年	104	3,159	329.22
平成16年	105	3,167	331.54
平成17年	106	3,039	348.80
平成18年	107	3,050	350.82
平成19年	106	3,090	343.04
平成24年	108	3,100	348.39
平成29年	110	3,000	366.67

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)  
 (世帯数：岐阜県統計課 「岐阜県人口動態統計調査」)  
 ※平成24年、29年は目標値

## (8) 工業用地面積と関係指標の推移と目標

区分	工業用地面積 (ha)	従業者数 (人)	従業者1人あたり の工業用地面積 (m <sup>2</sup> /世帯)
平成9年	32	2,302	139.01
平成10年	30	2,273	131.98
平成11年	31	2,146	144.45
平成12年	31	2,158	143.65
平成13年	31	2,117	146.43
平成14年	31	1,947	159.22
平成15年	32	1,952	163.93
平成16年	32	2,071	154.51
平成17年	32	1,738	184.12
平成18年	32	2,470	129.55
平成19年	28	2,804	99.86
平成24年	28	—	—
平成29年	28	—	—

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)  
 (従業者数：工業統計調査 (従業者4人以上の事業所))  
 ※平成24年、29年は目標値

## (9) その他宅地面積の推移と目標

区分	その他の宅地面積(ha)	人口(人)	1人あたりの他の宅地面積(m²/世帯)
平成9年	44	8,705	50.55
平成10年	53	8,618	61.50
平成11年	57	8,741	65.21
平成12年	57	8,850	64.41
平成13年	57	8,843	64.46
平成14年	57	8,810	64.70
平成15年	51	8,824	57.80
平成16年	51	8,850	57.63
平成17年	51	8,551	59.64
平成18年	51	8,551	59.64
平成19年	55	8,513	64.61
平成24年	56	8,200	68.29
平成29年	58	8,000	72.50

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

(人口：岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査」)

※平成24年、29年は目標値

## (10) 宅地面積の推移

区分	合計(ha)	住宅地(ha)	工業用地(ha)	その他の宅地(ha)	合計値推移(指數)
平成9年	181	105	32	44	100.0
平成10年	180	97	30	53	99.4
平成11年	190	102	31	57	105.0
平成12年	190	102	31	57	105.0
平成13年	189	101	31	57	104.4
平成14年	190	102	31	57	105.0
平成15年	187	104	32	51	103.3
平成16年	188	105	32	51	103.9
平成17年	189	106	32	51	104.4
平成18年	190	107	32	51	105.0
平成19年	189	106	28	55	104.4
平成24年	192	108	28	56	106.1
平成29年	196	110	28	58	108.3

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

※平成24年、29年は目標値

## (11) 全域面積と関係指標の推移と目標

区分	全域面積 (ha)	人口 (人)	1人あたりの町面積 (ha/人)
平成9年	1,289	8,705	0.148
平成10年	1,289	8,618	0.150
平成11年	1,289	8,741	0.147
平成12年	1,289	8,850	0.146
平成13年	1,289	8,843	0.146
平成14年	1,289	8,810	0.146
平成15年	1,289	8,824	0.146
平成16年	1,289	8,850	0.146
平成17年	1,289	8,551	0.151
平成18年	1,289	8,551	0.151
平成19年	1,289	8,513	0.151
平成24年	1,289	8,200	0.157
平成29年	1,289	8,000	0.161

(資料：岐阜県都市政策課 「市町村別地目別面積」)

(人口：岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査」)

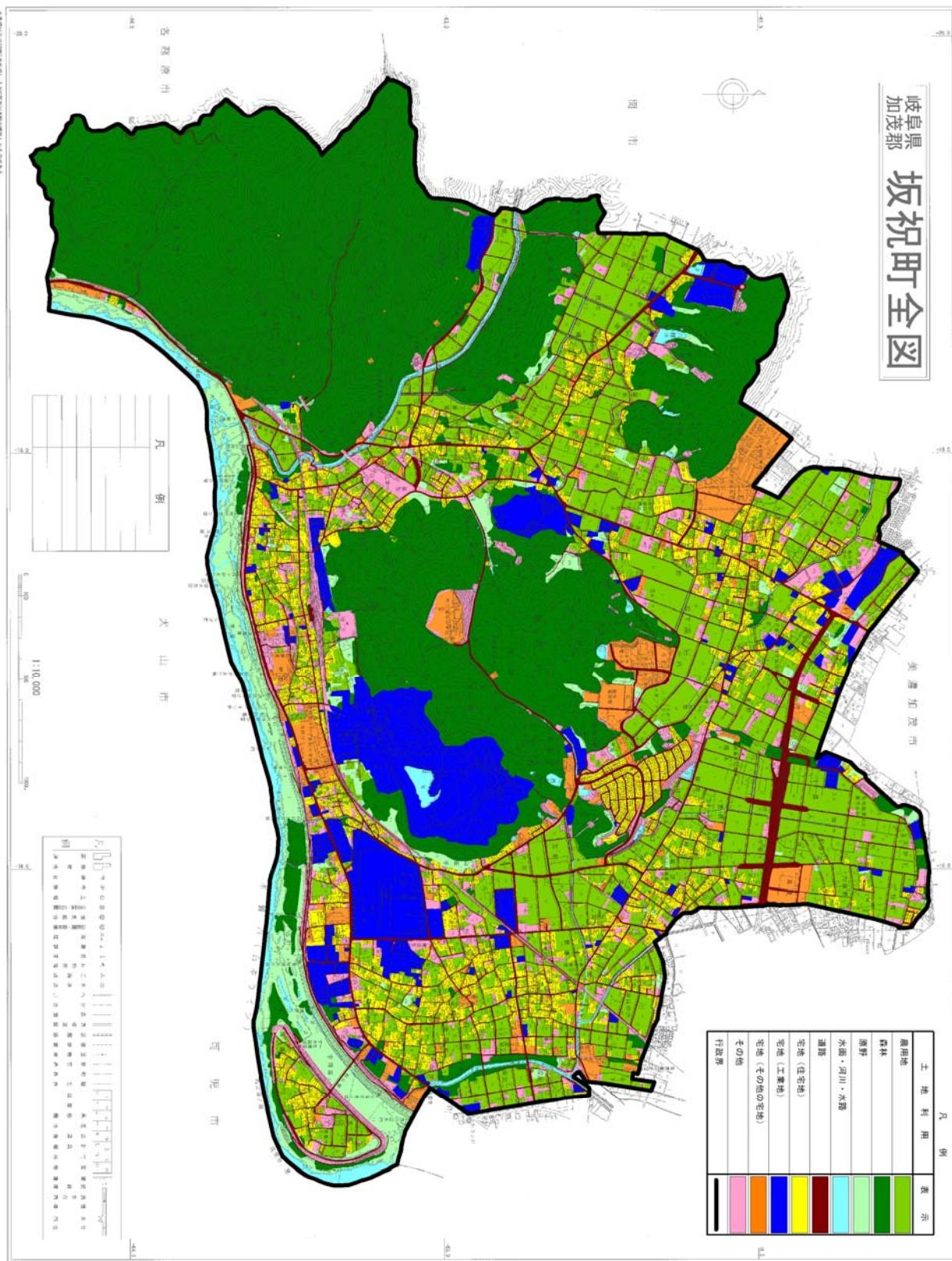
※平成24年、29年は目標値

## (12) 利用区分別土地利用マトリックス(平成19年度～平成29年度)

新規地目 転換源地目	基準年 (平成19年度) C	農用地	森林	原野	水面 河川 水路	道路	宅地	住宅地	工業 用地	その他 の宅地	その他	計 (減少) B	差引き 増減 A-B	目標年 (平成29年度) C+(A-B)
農用地	314					1.0	6.0	4.0		2.0		7.0	▲ 7.0	307
森林	464					2.0						2.0	▲ 2.0	462
原野	9					2.0						2.0	▲ 2.0	7
水面・河川・水路	133													133
道路	79												9.0	88
宅地	189						1.0			1.0		1.0	7.0	196
住宅地	106												4.0	110
工業用地	28							1.0		1.0		1.0		28
その他宅地	55												3.0	58
その他	101					4.0	1.0		1.0			5.0	▲ 5.0	96
計(増加) A	1,289					9.0	8.0	4.0	1.0	3.0		17.0		1,289

# 岐阜県 加茂郡 坂祝町全図

土 地 利 用 表 示
農用地
森林
原野
水面・河川・水路
道路
宅地（住宅地）
宅地（工業地）
宅地（その他の宅地）
その他
行政境界



# 岐阜県 加茂郡 坂祝町全図

土 地 利 用 表 示
農用地
森林
原野
水面・河川・水路
道路
宅地（住宅地）
宅地（工業地）
宅地（その他の宅地）
その他
行政境界

